

# 會計における判断について

木村重義

- 一 監査基準における會計上の判断
  - 二 判断の種々の場合
  - 三 判断と保守主義
- 補足的覺書

- 一 別稿「慎重の原則について」に關して
- 二 「判断」および「疑念」について若干の参照
- 三 豫見の原則と慎重の原則との關連
- 四 Gilman の保守主義論

「判断」の問題は、企業會計の性格を明らかにし、會計原則を論ずるには、本質的に重要な問題である。しかしと會計における判断について

のような本質的關係について、會計における判断の問題はそれほど多く論ぜられていないように見受けられないのでその重要性を強調する意味でここにそれを取り上げることにした。

經濟安定本部、企業會計基準審議会、中間報告の「監査基準」(以下これを單に監査基準とよぶ。)の序論、「財務諸表の監査について」の二、「監査の必要性」の中に次のように述べられている。

『抑々財務諸表は、外部の利害關係人に對して、企業の財政状態及び經營成績に關する報告を提供するための重要な手段である。従つて企業は、信頼しうる會計記録を基礎とし、利害關係人に必要な會計事實を明瞭に表示して、企業の狀況に關する判断を誤らせないようにしなければならぬ。然しながら今日の企業の財務諸表は、單に取引の帳簿記録を基礎とするばかりでなく、實務上慣習として發達した會計手續を選択適用し、經營者の個人的判断に基いてこれを作成するものであつて、いわば記録と慣習と判断の綜合的表現にほかならない。財務諸表が單なる事實の客觀的表示ではなく、むしろ多分に主觀的判斷と客觀的方法の所産であることは、近代的企业會計の著しい特徴である。』

『従つて財務諸表はややもすれば公正妥當を欠き、誤謬又は不確實な要素の介入する余地が多く、財政状態及び經營成績の適正な表現が歪められ、政策的考慮によつて粉飾される虞が少くない。それ故外部關係人の利益を擁護するためには、判断の妥當性を確かめることが必要であつて、ここに職業的専門家による監査の要請される理由がある。』

ここには三つの「判断」が擧げられている。第一は、企業外部の利害關係人が財務諸表によつて行ふ、企業の狀況に關する判断である。財務諸表は會計に關する報告表であり、外部の利害關係人が財務諸表を讀むのは、會計事實を知り、これによつて企業の狀況に關する判断をするためである。この外部の利害關係人というのは、株主・投資しようとする人々・金融業者・行政機關・稅務當局・勞働組合・消費者としての國民全體等である。これらの人々は、財務諸表を通じて、何か一つの、あるいは數個の事實を知ろうと努力する場合もあるけれども、また企業全體の業績が

向上しつつあるか下向しつつあるかを知ろうとする場合もある。むしろ後者の場合が多いであろう。この場合も、もちろん、企業全体の状況はいくつかの会計事実を総合することによつて知られる。そしてまたこの場合、企業の状況を「知る」というよりは、「判断」することになると言わなければならない。利害関係人の種類によつて、その知りたいと思う企業の「状況」が異なることは當然であるとしても、同じ種類の利害関係人における同じ種類の企業状況を対象としても、判断の方法とそれから導き出される結論とは人によつて異なることは避け難い。この場合の判断の方法はいわゆる財務諸表分析・比較の方法に屬し、この方法の研究は直接に会計原則論に屬するものではない。

第二の判断は經營者の會計的判断であつて、まさしく會計原則論が取扱うものである。監査基準は上述の引用文において、今日の企業の財務諸表が、單なる事實の客觀的表示ではなく、むしろ多分に慣習的方法と經營者の判断との所産であることを言つてゐるが、いま經營者の判断として問題とするのは經營者のすべての判断ではなく、經營者は會計についても責任者であるから、彼が會計責任者として會計について判断する場合である。

企業會計にも、もちろん、經營者の個人的判断のまじらない事實の客觀的記録の部分もある。たとえば現金の出納や在高の記録は事實のとおりになされて、格別に判断をまじえない。企業會計でない會計を含めた一般會計といふもののほとんど唯一の共通の記録が現金出納帳である事實は、企業會計には主觀的判断の要素が多いこと、非企業會計にはその要素がむしろ少いであろうと思われることを示す。實際、非企業會計、例えば官廳會計や家計簿においては現金出納帳に屬する記録が主要なものであつて、主觀的判断の要素は企業會計の場合に比して甚だしいのである。債務勘定と元入資本の勘定も、同様、客觀的事實の記録であると解されるであろう。しかしすでに、たとえば負債の發生・消滅は、債權の場合もそうであるが、法律の規定するところと必ずしも一致しない見方によつてゐる。ただこの點、經營者の主觀的判断を容れることを意味せず、むしろ簿記の方法の約束に従ふことを意味する。これはいわゆる

會計の慣習的方法である。

監査基準は「記録と慣習と判断の総合的表現」というが、この三者はもともと切離して考えられるものではない。何故なら、記録そのものも、形式の面についてはもちろん、實質的にも、慣習的 conventional な方法で行われる。すなわち、會計は形式的には複式簿記の機構で行われることが慣習であり、實質的處理については例えば賣買取引の成立を獨特の解釋によつて把握することが慣習として確立している。他方、事實の記録ということに對して、判断をもつて記録を補完する方法と範圍とが、やはり慣習的に定つているのである。また判断の方法自體が慣習的に規定されているとも見られうる。それについては次いで検討するところであるが、とにかく簿記の日常記録の結果を特に決算手續において「判断」を以て補い財務諸表を作成することなしには會計は完了しないのである。

第三の判断は公認會計士である監査人の判断である。財務諸表は多分に主觀的判断の所産であつて、ややもすれば公正妥當を欠くことになるので、判断の妥當性が外部の職業的専門家によつて確認されることが必要とされるのである。この監査人の判断は、判断者の資格と能力とにおいて特殊性があるけれども、判断そのものは經營者の會計的判断と同質であり、同一原理に支配される。ただ監査技術の適用を決定する判断のような本來、監査にのみ關連する判断もある。監査人の任務として、會計記録において誤りや偽りがあつた場合これを發見し指摘することにより、このような不正規を豫防することになる効果をもたらすこともある。内部統制組織の完備は監査人の仕事を不必要にするように、一應見えるかもしれないが、獨立の専門家である監査人の判断という點において監査の必要性は減退するのではないのである。

そこで、企業會計の結果がそれに懸り、監査の中心がそこにあるところのこの判断とはどのようなことであるか、また此處で特に問題にするのはどのような點であるかを例を擧げることによつて明らかにしよう。

会計における判断は、これをやや広く考えると

- 一 会計組織の立案について
  - 二 会計処理の原則および手続の選擇について
  - 三 期末整理記録について
  - 四 財務諸表の作成方法について
- 行われると考えられる。右の四項は經營者の会計判断の場合なのであるが、同時にこのような判断はその結果につき監査人がその適否を判断すべき點でもあることはすでに述べた。(もつとも、監査人の判断は右の事柄に限られるのではない。)

第一の会計組織の立案は推しひろげていえば内部統制組織の設定である。第二の企業方会計の基準に準據した会計処理の諸原則および諸手続のうちから具體的な企業事情に適したものを選擇すること、あるいはそのような内容をもつところの会計規程を作成することは、第一の会計組織のうちに入るかもしれないので、その意味では、公認会計士の監査として現在實施期間に入っているいわゆる初度監査は、第一・第二の会計判断に對する監査であると言える。

第一・第二の会計判断は各企業の会計が会計の原則・基準・規則に従うための具體的方法についての規定に關する。第四の財務諸表の作成方法についての判断もそれに似て、財務諸表が殊に明瞭性・繼續性の要件に副うためにはどのような作成されなければならないかの判断で、やはり会計規程中に規定さるべき問題であると考えられる。そこで、第一・第二および第四はいわば会計が行われる枠あるいは形式が如何にあるべきかの判断であつて、それはこの形式に

## 會計における判斷について

おいてどのような内容の計數が記録さるべきかの實質の點に關する判斷とおもむきを異にする。もちろん特に會計においては形式と内容とは離し得ないものであるが、すくなくとも會計の結果は特定の意味をもつ内容が特定の形式によつて表現されるものであるとして、また一應は兩者を分離して検討できる。

會計の實質における判斷は、第三に擧げた、期末整理記録についての判斷である。簿記の日常記録および精算表・財務諸表作成等の決算手續の技術面については先の第一・二および四の判斷によつて行われる。日常記録そのものは現金主義的で、それは機械的に行われ、そのことに判斷が不必要というのではないが、その判斷は簿記の知識の適用に關するものである。簿記學と會計學とを區別することはやはり理由があるので、日常記録および財務諸表の形式の問題に關する技術的知識である簿記學に對して、狹義の會計學（廣義の會計學は簿記學を含む。）は、日常記録の結果を期末整理事項によつて補いその後財務諸表を作成することにおける、この決算ということの本質と決算實施に必要な整理事項の決定に關する判斷とを研究對象とする。期末整理事項の決定に關する判斷は少くともいわゆる會計的判斷の典型的なものであるが、このことはさらに具體的な例を以て考察するのが適當であらう。

企業會計における期末整理事項の代表的なものの一つは手持品の現在高確定である。手持品の現在高確定は先ずその數量について行われるが、數量の全部にわたつて實際に數えあげることまたはそれを簡略な方法で行うことには、その技術的方法に關する判斷のほか格別に判斷の問題はない。手持品の貯藏中に品質が低下していかないか、低下したとすればどの程度かを確めることも、實地棚卸においてなされるが、そのような手持品の評價はやはり品質低下およびその他の理由による單價の切下の問題である。手持品價額を得るためには實地棚卸による數量を單價に乗ずるのであるが、單價のとり方において判斷の問題が生ずる。手持品の價値は販賣價値であり、手持品の時價がその取得當時の時價——それは通常、取得原價と一致したものであると見られる——に對して認めうる程度に變化した場合に

は販賣價值が變つたと考えられるので、決算に際して時價が考慮されなければならない。販賣價值は、商品が販賣されるときに高い價格で販賣される可能性があるか否かに應じて定まるので、將來の豫測に關する判断にかかる。手持品の評價において時價そのものを機械的に採用することには理論的根據なく、販賣價值の評定において時價を判断の一つの材料にするのである。この判断はもちろん財産表示の目的を主としてなされるものではなく、期間損益の確定のために、未實現ではあるが當該期間に屬すべき収益あるいは費用を豫測的に計上することを主要目的とするのである。

固定資産の減價償却も固定資産の評價のためでなく、期間損益計算のために行われるのである。有形固定資産である經營設備が將來の或る時にもはや使用されない事態になることは豫想されるところであり、そのとき實現する損失がその年度のみでなく、その設備を使用する各年度の収益に對應する費用である故に、この各年度に豫見され、すなわち豫測的に計上されなければならないのである。この豫見には、それぞれ固定資産の使用年數や殘骸價額が豫測されなければならないのである。それは判断によつて大きく左右されるところの計算である。

債權の貸倒額の切捨は實現した費用の計上であつて問題は簡單であるが、貸倒見込額の期間費用への計上は次期以後に實現する費用の豫見であつて、これも判断の問題である。

また、一旦は機械的な簿記處理により、すなわち現金主義 *cash basis* により、記帳されている収益・費用の繰延計上や、まだ記帳されてなかつた収益・費用の見越計上も、そのような繰延・見越をするか否か、どの程度になすかはやはり判断にかかる。

### 三

記録の結果が、殊に財務諸表に表示されるところのものが判断にかかることは企業会計の根本的な性格であつて、會計における基本概念あるいは要請 *postulate* の問題である。しかし、判断が本質的に必要であり、避け難いことであるなら、どのように判断すべきであるかが、一つの慣習 *convention* として定つていないはずはない。監査基準があるように明瞭に企業会計においては「判断」が本質的に必要であることを表明しているのに對して、監査基準を作成したのと同じ機關が「企業会計原則」(以下これをこの機關の舊名稱により「調査会の原則」と稱する。)を設定した場合に、この意味の「判断」についてその中に直接に言及していないことは著しい事實である。へただ、調査会の原則も監査基準にいう第一の判断には言及している。)したがつて調査会の原則は判断に關する原則を掲げていないようにも思われるであらう。

Sanders, Hatfield and Moore の *A Statement of Accounting Principles, 1938.* はその末尾に會計原則の要約を示している。その「一般原則の下におつて *The possible extent of unforeseen contingencies of adverse character calls for a generally conservative treatment of items to which judgment must be applied.*

『豫知できない不利な性質の偶發事由の可能性が及ぶ範圍において判断がなされなければならない項目は概して保守的に取扱わるべきである。』と述べる。この原則は、判断が必要な場合に、その判断の方法はどのようであらなければならないかを規定したもので、いわば「判断の原則」である。しかしこの原則は、通常、保守主義の原則と稱され、また慎重の原則とも稱される。「保守主義」については、G. O. May はその *Financial Accounting, 1943* において、それを『資産あるいは利益の測定において疑點を過小表示の方向に解決する處置として定義せられるであろうところの會計用語』 *a common term in accounting which may, perhaps, be defined as a disposition to resolve doubts in the measurement of assets or profit on the side of understatement.* であるとする。保守主義の



原則の表現としてまた保守主義という会計用語の定義として右の二つの引用文はまことに優れたものを含む。

保守主義の原則は多數の有力な學者によつて否定的に取扱われている。それらの學者も保守主義が少くとも部分的には教義 doctrine として説かれていること、それが事實行われる場合のあることを否定しないのであるが、それを「原則」として認めることに賛成しない。保守主義の欠點は、それが事實の眞實な表示をゆがめること、或る年度の過小表示はその後の年度の過大表示となつて過小表示を目標とする主旨は一貫し得ないことにあると主張される。

保守主義が資産および利益の過小表示を目標とし、あるいは目標としないまでも當然の結果として過小表示をもたらすとすれば、それは事實の眞實の表示をゆがめたことになるのは避けがたい。しかし企業会計において、「事實の眞實な表示」ということは可能であり、また目標とするところであろうか。なるほど調査会の原則、一般原則の一は『企業会計は、企業の財政状態及び經營成績に關して、眞實な報告を提供するものでなければならぬ。』と、七において「政策の考慮のために事實の眞實なる表示をゆがめてはならない」と規定している。しかもなお、調査会の原則は保守主義的處理を全面的に排除しては考へられない。一般原則の六「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性ある場合には、これに備えて適當に健全な會計處理をしなければならぬ。」に實質的な意味をもたせるとすれば、それはやはり保守主義の原則をうたつているのであると解さなければならぬ。第一のいわゆる眞實性の原則もこの「保守主義の原則」を含んでの原則である。會計における眞實性は資産評價については會計學で通説であるところの原價主義を含む全會計原則の體系にかかわるものであるという意味で、取得原價による評價が會計的に眞實であることを承認せざるを得ないように、保守主義が會計原則であるとすれば、會計の眞實性はやはり保守主義を含んでの眞實性であるといふべきである。それ故、保守主義的處理の結果、不眞實を生ずることはないはずで、殊に保守主義のために不眞實と考へられる結果に到達せざるをえないとしても、保守主義そのものを必要とする會計にお

## 會計における判断について

る判断が避けられないものであるならば、もはや眞實性はその限りにおいて問題にならない。

次に、保守主義的處理の結果、過小表示 understatement となつた利益については、次年度以降において過大表示をもたらすことは、過小表示を目標とする保守主義にとつて、結局は主旨に副わないではないかという點である。しかし保守主義は結果においては過小表示となる公算を認めつつも、目標とするのはあくまでも妥當な結果であつて、事實、その年度の利益が過小表示になり、従つて次年度以降の利益が過大表示になることをも知りつつ、この處理をなすのである。先に判断の實例として擧げた期末手持品の評價についても、手持品の價值は將來の事實に懸る價值であり、評價は將來の事實への判断にかかるので、未實現の利益も確實であるならば計上することをいとうのではないが、不確實性に應じて控えめに計上し、實現をまつて後に未計上であつたものを補足的に計上しようとするのである。疑念があればこそ特に判断の必要があるので、保守主義は過小表示を喜ぶものでなく、まして過小表示そのことを目標にするのではない。判断の時に於いて誤らざるを得ない可能性を知つて、誤るとすれば安全の側に行きすぎるように誤ることの合目的性に基礎をおくのである。この場合、結果的にはかならず過小表示になるものでなく、ちようど過大でも過小でもないこともあるうし、過大表示であることもあるう。しかしこの場合むしろ過小表示であることが通例であるとするのである。

この點、固定資産の減價償却における償却年數の判断についても同様である。これも將來への判断に懸るので、どれほど正確を期しても過不足なしの判断はできないことを先ずみとめなければならぬ。誤るのには短かすぎるように誤るといふ方針をたてた後、始めて實際の判断ができるので、それでなければ判断の放棄、従つて減價償却の斷念にならざるを得ない。

企業會計に統制的に基準をあたえようとする税法の立場（證券取引委員会もそのような立場をとるきらいがある）

等から、判断を回避させる手段がとられる。たとえば固定資産の償却年数を規定したり、貸倒引当金の設定額に限度を定めたりすることである。棚卸資産の評価の原価主義・時価主義・低價主義の選擇を許すが、その繼續性を要求することも、本來行わねべき會計的判断をさせないことになる。これは判断にかえるに規則を以てする手段であつて、會計理論からは是認できない結果をもち來す政策である。しかし經營者ならびに監査人に理論的自由をあたえるか規則的統制に服せしめるか、いずれが現在の企業會計制度の社会的有用性と信用とを高めることになるかの政策論は今おこなわない。

右の事情で會計における判断の最も主要な部分を回避あるいは排除しても、それが判断の問題の解決ではない。會計が將來への判断を含むかぎり、判断に關する原則、conservatism あるいは慎重の原則は存しなければならぬ。疑念の存する場合、その解決はなされなければならず、未實現の利益は控えめに計上する結果になるよう解決することが原則とされているのである。會計原則は利益を過小に計上することを目標とするのではなく、正確に計上することを目標にはするが、誤る可能性が認められ、疑念が存し、すなわち判断が必要である場合には、慎重の原則が適用されることは避け難いし、必要であり、また行われていることを認めるのである。

以上は一九五一年一月二日、北海道經濟学会、第二回研究發表会における報告として讀んだ本文である。次に參考資料として二三の點を補足的覺書として記す。

一 別稿「慎重の原則について」に關して

日本會計研究学会第九回大会（一九五〇年五月）において私は「慎重の原則について」という題で研究發表を行い、その報告は雑誌「會計」第五十九卷第一號（一九五一年一月）に掲載されている。これと上掲本文の報告とは密接な關

## 會計における判断について

連があるので、本稿もまた慎重の原則の意味を明確にしようという意圖をもつてゐるのである。前者、別稿「慎重の原則について」においても會計上の判断について言及しているが、判断の意味および不可避性については充分に論じてゐなかつたので、今回この點を補足しようと試みたのである。Sanders, Hatfield and Moore の A Statement of Accounting Principles 及び Paton and Littleton の An Introduction to Corporate Accounting Standards 及び E. Schmalenbach の Dynamische Bilanz における保守主義の取扱いかたについてはこの別稿を参照されたい。なお、調査会の原則、一般原則の六に對する批判的私見も其處に述べてある。

## 二 「判断」および「疑念」について若干の参照

本文中に Sanders, Hatfield and Moore の保守主義の原則と G. O. May の保守主義の定義とを引用した。前者において「判断」Judgment の語、後者において「疑念」doubts の語が用いられている。これらの語は本報告の主導概念に屬する。これらの二語の用法についてみると、Sanders, Hatfield and Moore には「疑念のあるすべての情況において (in all situation of doubt) は保守的な方法をとることが合理的であるが、この問題を公正に扱うよう断えず努力がなされるべきである。』という言があり、また G. O. May には、商品の評價について、次の言がある。『回収できそうもない、あるいはただ回収されるだけの原價はほとんど價値がない。販賣を目的とする或る財貨の原價は、その販賣にあつて少くとも最小限度の正常な利益をもたらすと期待できるのでなければ、正常の價値を有すると言ひ得ない。原價を過去と將來とに配分することにおいて、將來に正常の價値を有する原價のみが繰越さるべきである、という規定が低價法の正常な適用のすべての場合に於てはまるように思われる。これは一つの規則において相容れない原價と時價との二概念を對立のまま合體させることを避けさせるであろう。それは棚卸資産の價額づけの本質的特徴——それは本來、過去と將來とに原價を配分する方法であること、この配分は純粹に機械的にはできな

いで常に判断を含むこと——を示すのに積極的に役立つ。』(前掲書、一八三・一八四頁)なお上の譯文で、「ほとんど価値がない」というのは *scarcely useful* であり、「正常の利益」というのは *normal usefulness* であることを特に記す。

なお G. O. May は、相當額の未完成の長期工事について、以前は完成間際までそれに對する利益の計上は行われなかつたが、年度損益の確定がますます強調されるようになるると右のような嚴格な處理はゆるめられ、實質的な完成以前に利益の計上がなされるようになって來たとのべ、『しかし會計士に一般にそのようにすることには未だ慎重で、利益が合理的に確實であることに確信するよりも、契約に對する損失が生ずるかもしれないことを認めることに一層積極的である。これはあきらかに特定の規則で律し得ない問題で、廣い規則の範圍内で判断力の行使によつて取扱わるべき問題である。』(前掲書、一八六頁)と言つてゐる。

『できるだけ正確にせよ。しかし疑念のある場合には保守的であれ。』 *Be accurate if you possibly can, but in case of doubt, be conservative.* という格言的な表現が、その前後の關係は別にして、Stephen Gilman, *Accounting Concepts of Profit, 1939* (二〇三頁)に出ているので附記する。

要するに、保守主義の概念あるいは定義において判断および疑念の概念あるいは語を用いないことは適當でないであろうこと、この場合、判断というのは疑念が存し、しかもそれが處理がなされなければならない場合の判断であることを強調しなければならない。

### 三 豫見の原則と慎重の原則との關連

われわれの言葉である「遠慮」、あるいは外國語においても *vorsehen*, *Vorsicht* あるしは *provide*, *provision* という語は、すでに本來の「將來を見る」という單純な意味は失われて、「將來を見ることによる現在における準

備」を、そしてその準備のしかたとしての「控えめな態度」をさえ意味するようになってゐる。その関連において、會計原則としての豫見の原則と慎重の原則とは密接な關係があると言ふべきである。豫見—慎重ということ私を重視していることはあきらかであるが、すで豫見の原則と慎重の原則との二原則を建てる以上、豫見そのことに對しては過小表示的な性格づけを爲さない。保守主義は成果豫見の場合にのみ適用されるのではないから。しかもなお特に豫見にあたり、必然に疑念が生じ、その疑念に對する判断が必要となり、判断に關する原則が要求されるという関連で、保守主義は豫見の場合に適用されるのを典型的とする。

豫見—慎重の觀念は商人的性格から出ている。しかし企業財務における豫見—慎重の處理と會計における豫見—慎重の處理とは、商人的處理として共通性格のものであるが、體系上の區別はさるべきで、さもなければ財務原則と會計原則とは混同され、會計原則の正しい把握も失われるにいたる。この區別については前掲別稿にも言及したところである。

企業會計が回顧的計算であつた時代から展望的計算をも加味するに至つた歴史的發展において、「豫見—慎重」處理はますます重要性を加えるのであるが、財務的保守主義をそのまま會計的保守主義と取違へることは會計的保守主義の過剰という外觀をもち來し、財務諸表の信用をおとす。會計上の保守主義は選擇される政策ではなくてやむをえない處理原則である。なお、その説への全面的賛同は必ずしもできないが、豫見—慎重の商人的性格、財務的保守主義と會計的保守主義との交錯の問題については、飯野利夫氏、「會計上の保守主義について」—橋論叢、第二十二卷、第四號、殊にその結論的な部分を参照されたい。

#### 四 Gilman の保守主義論

Stephen Gilman の Accounting Concepts of Profit においては、多くの機關および學者による會計原則が集

積照合されている。(殊にその第十四章 Composite List of Principles 参照) 保守主義についても、多数の意見を引用しているが、その大多数が、必ずしも無条件で保守主義をみとめず、それは、場合によつてあるいは条件付で適用されるといふ見解、理論的でなく、かつ他の規定と衝突しまたは自ら矛盾する結果をもち來すといふ見解を擧げ、それは假に原則であるとしても受容れられた原則ではない、保守主義は過小表示を推測せしめ、過小表示は虚偽を推測せしめるが、虚偽を基本的眞理として指示することはできないから(虚偽といふことにこの場合は道德上の問題は含まないにせよ)保守主義はやはり原則と認めることはできないとする。また保守主義は会計原則の根柢でありその基礎的假定であるところの会計慣習 convention でもない。もしそれがこのような基礎的な慣習であるなら、それは異論なく行われてゐる筈であるといふのである。そこで Gilman は、保守主義を、少くとも一部においては強く原則として主張する人々があり、また会計實踐において事實上相當根強くおこなわれているところのもの、教義 doctrine として認める。思うに、保守主義は過小表示を、過小表示は虚偽を推測せしめる故に、それが原則であるといふことを認めがたいとするのは、しかしながら、過小表示を過大表示も排除して眞實を表示することが常にできるのであれば正しい。ところが必しもそのような眞實表示ができる保障がないのに、年度の經營成績と年度末の財政状態とを表示しなければならぬことは事實であるので、すなわち判断力を行使しなければならぬので、その判断のしかたが会計として定つてゐるのである。これはむしろ判断を可能にする原則であつて、判断からそれが判断である性質を奪つてしまうものではない。このことは企業会計として避け難いことであるので、Gilman を含む反對説があつても、私はこれを会計原則とする。「慎重の原則」反對説は財務政策としての保守主義を会計原則とすることに歸着するのではないかと思われる。会計上の保守主義は財務政策上の保守主義と區別され、後者を会計處理から排除することは——それは當然のことであつて——それだからといつて会計上の保守主義を否定したことになる。